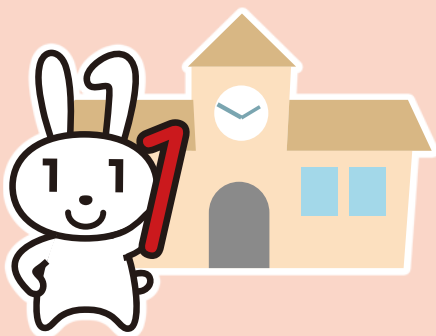


子どものための マイナンバーハンドブック

～ マイナンバーって、何なんだろう!?! ～



へいせい ねん がつ
平成31年3月



こじんじょうほうほごいんかい
個人情報保護委員会

目次

1 マイナンバーのそもそも

- (1) 12個の数字でマイナンバーを作^{つく}つて
くれるのは住^すんでいる町^{まち}の役所^{やくしょ} 4
- (2) 国^{くに}や町^{まち}の役所^{やくしょ}などのやりとり^{やりとり}に
役^{やく}に立^たつマイナンバー 5
- (3) マイナンバーが使^{つか}えるのは
法^{ほうりつ}律^きで決^きめられたやりとり^{やりとり}だけ 7
- (4) 持^もっていれば便^{べん}利^りになる
マイナンバーカード 8
- (5) 見^みてみると何^{なに}かと助^{たす}けになる
マイナポータル 11

2 マイナンバーを^{まも}守^{まも}るためのルール

- (1) マイナンバーが使^{つか}えるのは
決^きめられたやりとり^{やりとり}だけ！ 14

- (2) マイナンバーをもらえるのは
 決められた場合き ばあいだけ！ 15
- (3) マイナンバーは決められた場合き ばあい
 でしか教えてはいけないよ 16
- (4) ほかの人のマイナンバーは決められた
 場合ばあいでしか集めてはいけないよ 18
- (5) ほかの人のマイナンバーは決められた
 場合ばあいでしか持もっていてはいけないよ 19
- (6) ほかの人のマイナンバーは必要ひつようが
 なくなったら捨すてないといけないよ 20

3 マイナンバーを扱うときのルール... 22

4 個人情報保護委員会こじんじょうほうほごいんかいというところ... 24





1

マイナンバーのそもそも

1

12個の数字でマイナンバーを
作ってくれるのは住んでいる町の役所

マイナンバー（個人番号）というのは、日本に住んでいるひと全員に与えられる一人ひとりちがった**12個の数字**を並べたもので、この番号によっていろいろな情報が誰のものか分かるようになっているんだ。

そして、一人ひとりの番号を作って、お知らせしているのが、みんなが住んでいる町の**役所**なんだよ。

2

くに まち やくしょ 国や町の役所などのやりとりに やく た 役に立つマイナンバー

マイナンバーは、みんながくに まち やくしょ
やりとりをするときにつかうもので、いろいろなやりとりに**やく た**役に立つものなんだ。

これをつかると、くに まち やくしょ
ムダがなくなったり、しごと仕事があかどったりして、みんながしてほしい**サービスがよりよくなる**といわれているんだよ。

ほかにも、みんながくに まち やくしょ
だ しよるい役所に出す書類も、
減らすことができるんだ。



POINT!

※ マイナンバーを使うと、みんなのくらしが**便利**になると言われているんだよ。みんなにもそれぞれマイナンバーが与えられていて、みんなが住んでいる町からお知らせが来ているはずだよ。みんなのマイナンバーがどこにあるか知っているかな。おうちの人に聞いてみよう！

それから、**マイナンバーカード**や**マイナポータル**は、みんなのくらしに役立つように、いろいろな**使い方**が考えられているんだよ。



3

マイナンバーが^{つか}使えるのは^{ほうりつ}法律で
き決められたやりとりだけ

マイナンバーを^{つか}使うことができるのは、^{ほうりつ}法律で
き決められたやりとりだけで、これ以外で、マイ
ナンバーを^{つか}使うことはできないんだよ。

くに^{くに}まち^{まち}やくしよ^{やくしよ}などは、このマイナンバーを^{つか}使っ
て、くに^{くに}まち^{まち}やくしよ^{やくしよ}などが持^もっているみんな
の^{じょうほう}情報^うを受け取^とったり、わた^{わた}したりするんだ。

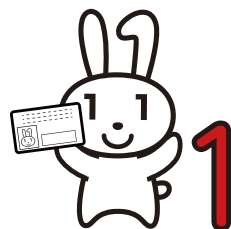
そうすると、みんなとやりとりをするときに、
その^{じょうほう}情報を、みんなからもらわなくてもよ
くなるようになるんだよ。

4 も 持って いたら べんり になる マイナンバーカード

マイナンバーカードは、マイナンバーを**も**っている人が欲しいと言え、みんなが**す**んでいる町の**やくしょ**が**つく**ってくれるんだよ。これは**プラスチック**でできていて、**アイシー****ICチップ**が**はい**入っているカードなんだ。

また、マイナンバーカードは、自分の**なまえ**や**じゅう**所などを**かくにん****確認**してもらうときに**つか**使えるんだよ。

それから、マイナンバーを**だれ**かに**おし**える**とき**に、そのマイナンバーが**じぶん**のものであることを**かくにん****確認**してもらう**とき**にも**つか**使えるんだよ。



マイナンバーカード



おもて



うら

POINT!

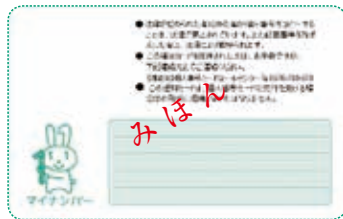
※ マイナンバーができる^{かみ}と、紙^{かみ}でできた
通知カード^{つうち}が送られてくる^{おく}けど、これは、
マイナンバーカードとは^{ちが}違う^{ちが}ものだよ。



つうち 通知カード



おもて



うら

POINT!

※ マイナンバーカードの使い方はいろいろ考えられているよ。例えば、図書館カードやいろんな証明書のかわりに使うことや、コンビニなどで、町の役所からもらう書類などがもらえるんだよ。



POINT!

※ マイナンバーカードを使うときには、マイナンバーカードのうらにマイナンバーが書かれていることを忘れないでね。ほかの人のマイナンバーカードのうらに書いてあるマイナンバーをコピーしたり、書き取ったりすると、法律で決められたルールを破ることがあるから気をつけてね。



5

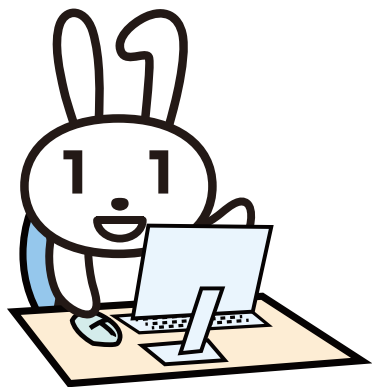
み 見てみると何かに なに 助け たす になる
マイナポータル

マイナポータル っていうのは、一人 ひとり ひとりが使えるインターネット じょう 上の つか サイトで、国 くに や町 まち の役所 やくしょ などがマイナンバー も といっしょに持っている **情報** じょうほう を見 み ることができたり、国 くに や町 まち の役所 やくしょ などが、みんなの じょうほう 情報 き を聞 き いたり、教 おし えたりした **記録** きろく を見 み ることができたりするものなんだよ。

それ い 以外 がい にも、みんなにとって ひつよう 必要な **サービ**
ス とど を届 とど けることができるんだよ。



※ 例^{たと}えば、①^よ ^{ぼう} ^せ ^っ ^し ^ゆ 予防接種のお知らせやみんなが受けられるサービスのお知らせなどが受け取れたり、②^{くに} ^{まち} ^{やく} ^し ^よ 国や町の役所などから送られてくる書類を受け取ることができたり、③みんなが受^うけたいサービスをお願^{ねが}いするときの書類^し ^よ ^る ^い ^お ^く が送れたり、④^{くに} ^{まち} ^{やく} ^し ^よ 国や町の役所などに払^はうお金^{かね}を納^おめることができたり、いろんなことができるんだ。



POINT!

※ マイナポータルを^{つか}使ってできるサービスは、みんなが^す住んでいる^{まち}町によってちがうよ。

みんなが^す住んでいる^{まち}町ではどんなサービスができるか、おうちの^{ひと}人と^{しら}調べてみてね。





2

マイナンバーを^{まも}守るためのルール

1

マイナンバーが^{つか}使えるのは
^き決められたやりとりだけ！

マイナンバーは、^{くに}国や^{まち}町の^{やくしょ}役所、^{かいしゃ}会社や^{ぎんこう}銀行などで^{つか}使われるけど、^{ほうりつ}法律で^き決められたことにしか^{つか}**使えない**んだよ。^{なに}何にでも^{つか}使えることができるわけではないんだよ。

② マイナンバーをもらえるのは き決められた^{ば あい}場合^{だけ}！

マイナンバーを、^{だれ}誰かほかの^{ひと}人からもらおうと
するときも、^{ほうりつ}法律^きで決められた^{ば あい}場合^{だけ}でしか、マイ
ナンバーを**もらいたいと言う**ことはできない
んだよ。

そして、それができるのは、^{くに}国^{まち}や^{やくしよ}町の^{かい}役所、^{しゃ}会
^{ぎんこう}社や銀行などだったりするんだよ。



3

マイナンバーは決められた**場合**で
しか**教**えてはいけないよ

マイナンバーは、みんなが持っているんだけど、
誰にでも**教**えていいものではなくて、法律で、**教**
えてよい相手や場面などが決められているん
だよ。

国や町の役所などは、マイナンバーを使って、
みんなの情報を**教**えたり、聞いたりして、仕事を
しているんだ。

また、会社や銀行などは、国や町の役所などと
やりとりをして、国や町の役所などの仕事を助
けたりしているから、マイナンバーを使うことが
できることになっているんだよ。

これらの人^{ひと}たちには、マイナンバーを^{おし}教えて
よいことになっているし、みんなのマイナンバー
を^も持っているこれらの人^{ひと}たちも、みんなのマイナ
ンバーを^{おし}教えてもよいことになっているんだ。

でも、だからといって、どんなときでもマイナ
ンバーを^{おし}教えてよいわけではなくて、マイナンバー
を^{おし}教えてもよいのは、法律^{ほうりつ}で^き決められた^{ば あい}場合
だけなんだよ。



4

ほかの^{ひと}人のマイナンバーは^き決められた^{ば あい}場合でしか^{あつ}集めてはいけないよ

マイナンバーを^{つか}使える^{ひと}人たちは、ほかの^{ひと}人のマイナンバーを^き聞いて^{しごと}仕事をする^{こと}ができるんだけど、マイナンバーを^{あつ}集められる^{ば あい}場合も、^{ほう}法律で^き決められているんだよ。

5

ほかの人のマイナンバーは決められた
場合でしか持っていないよ

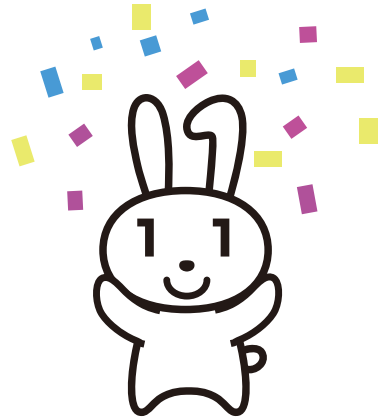
ほかの人のマイナンバーは、法律で決められた
場合でしか、教えたり、聞いたりすることができ
ないようになっているから、国や町の役所、会
社や銀行などが仕事で使う**必要**があるときだけ、
持ってもらえるんだよ。

それから、マイナンバーは大切なものだから、
ほかの人のマイナンバーを教えてもらったなら、み
んなに見られないように、教えてもらったマイナ
ナンバーは**大切に保管**して、みんなに見られない
ようにしてね。

6

ほかの人のマイナンバーは必要が
なくなったら捨てないといけないよ

ほかの人のマイナンバーは、国や町の役所、会社や銀行などが仕事で使う**必要**があるときだけ、も
も持っていることになっているから、**必要**がなくなったら、**捨てないといけないんだよ。**







3

マイナンバーを扱うときのルール

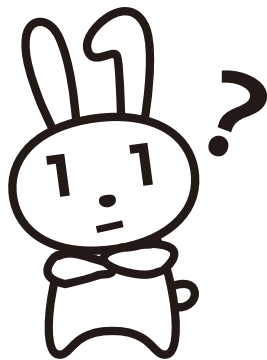
マイナンバーを使えるのは、^{くに}国や^{まち}町の役所、^{かい}会社や^{しゃ}銀行などなんだけど、マイナンバーを使うときには、^{まも}守らなくてはいけない**ルール**がいろいろあって、それは^{ほう}**法律**^{りつ}で決められているんだよ。マイナンバーを使う人たちは、この^{ほう}**法律**^{りつ}を守って、^{しごと}仕事をしているんだよ。

それと、マイナンバーを使う人たちが、その^{ほう}**法律**^{りつ}を守るためにしなければいけないことは、**マイナンバーガイドライン**^きで決められているんだよ。

マイナンバーガイドラインに^か書いてあることをやらないと、^{ほうりつ}法律に書いてある**ルール**^かを守っていないことになるかもしれないんだよ。

そのマイナンバーガイドラインの中には、マイ
ナンバーやマイナンバーが書いてある書類を大切に
扱ってもらうために、どういう風に扱ったらよ
いかとか、どういう風に保管しておけばよいかと
かが、分かりやすく書いてあるんだよ。

だから、みんなのマイナンバーは、マイナンバ
ーを使って仕事をしている人たちが、マイナンバ
ーを守るためにしなければいけないことをきちん
とやって、大切に扱わなければいけないんだよ。





4

個人情報保護委員会というところ

マイナンバーを使うときには、守らなければいけないルールや、そのルールを守るためにしなければいけないことが、法律などで決められているっていうことはさっき言ったんだけど、だからといって、みんなが、そのルールを守って、マイナンバーを扱ってくれるかどうかは分からないよね？

だから、国は、マイナンバーを使う人たちが、ちゃんとルールを守っているかどうか、**見張ってくれる所**を決めていて、それが、**個人情報保護委員会**というところなんだよ。

そこは、マイナンバーを使ったりするときに、ルールを守っていない人たちに対して、ちゃんとルールを守るように、命令することができるんだよ。

それと、ルールを守っていない人が、この個人情報保護委員会のいうことを聞かないと、**ペナルティー**が与えられることもあるんだよ。

こうして、マイナンバーは、いろんなところで、**安全**に使えるようにしてあるんだよ。

みんなも、自分のマイナンバーが、大切に扱われているかどうか心配になったら、この**個人情報保護委員会**というところに相談してみるといいよ。



最後に、おねがい!

マイナンバーは、^{たいせつ}大切なものだから、なくさないように、^き気を^つ付けないといけないよ。

それと、マイナンバーを^{かみ}紙に^か書いたり、マイナンバーが^か書いてある^{かみ}紙を、むやみに^{ひと}人に見せたりしないようにね。



ありがとうございます



